全警協発第28号

令和7年2月18日

協会長　各位

一般社団法人　全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件について、別添文書「公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の実施報告について」（令和7年2月17日・国官参建62号）のとおり通知がなされました。

今回の公表結果をみますと、公共事業労務費調査の対象となっている全51職種の全国単純平均においては前年度対比6.0％のプラスとなっております。

「交通誘導警備員Ａ（検定１・２級合格警備員）」、「交通誘導警備員Ｂ（一般警備員）」については、いずれも全国平均5.7％のプラスとなっております。

具体的にみると、「交通誘導警備員Ａ」は25都府県において1,000円以上上昇しており、最大の上昇は広島県の1,300円となっております。「交通誘導警備員Ｂ」も16都府県において1,000円以上上昇という結果となっております。

「交通誘導警備員Ａ」は14年連続の上昇、「交通誘導警備員Ｂ」は13年連続の上昇となっており、平成24年度から全国平均で「交通誘導警備員Ａ」では9,409円（平成24年度比111.6％増）、「交通誘導警備員Ｂ」では7,745円（同102.1％増）の上昇となっております。

今回の労務単価の上昇は、平成29年3月末に目標期限を迎えた社会保険未加入問題に加え、人手不足の影響で、工事を請け負う企業が賃金を引き上げて人手を確保する動きが広がっていること、また、労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が反映されていること等が背景にあるとみられます。いずれにしても、今回の大幅な単価上昇は、我々の適正価格引き上げへの取組みに対する強力な支援であります。

つきましては、この労務単価の上昇を継続し、喫緊の課題である警備員の賃金アップや福利厚生をはじめとする警備員の処遇改善のために、最近の労働市場の実勢価格・賃金を適切に反映し、別添文書にもあるとおり下記の事項を十分にご認識いただき、更なる適正な警備料金の確保に向けて、今後、より一層、関係機関及び取引企業等に強く働きかけるとともに、引き続き業界を挙げて労務費調査に対し適正に臨み、労務単価向上への努力を続ける必要があるものと考えます。

国内では、内閣官房及び公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表した令和５年11月以降、あらゆる業界で価格転嫁が進められており、警備業界においても、昨年６月に閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針2024「骨太方針」において、警備業での賃上げや価格転嫁の促進が明記されるなど風向きは良くなっており、難しいと言われていた労務費の価格転嫁に一定の理解が示されるようになっております。

3月は「価格交渉促進月間」となっておりますので、適正な警備料金の確保に向けて、全警協において警備業者の皆様が各社でコスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現できるよう作成した「『警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて』リーフレット」、警備業の請負契約をするうえで、発注者との間で適正料金による適正取引を行うため、警備料金を算出するための参考情報とするため作成した「警備料金の基礎知識」等をご活用いただきますようお願い申し上げます。

全警協では、今後も労務単価問題とともに適正な警備料金の確保、警備員の処遇改善等に向け、各県への支援を積極的に行っていく方針でありますので、各協会におかれましても、これら問題の重要性をご理解のうえ、更なる労務単価向上へ向けた積極的な取組みを続けていただきますようお願い申し上げます。

加えて、現在政府では、新しい資本主義の考え方に基づき、成長と分配の好循環の形成に取組んでおり、その一環として、社会全体で賃上げの気運が高まっております。警備業界といたしましても、警備員を確保していくためには処遇の改善は必要不可欠であるとの観点から、このたびの労務単価の上昇を活かして、かねてよりの業界の課題である警備員の賃金アップについても、それぞれの収益基盤に応じて、可能な限り推し進めて頂くようお願い申し上げるところです。こうした考え方を管内加盟員にご周知賜れば幸いです。

謹白

記

　公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内８時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

　したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが必要であること。